

(案)

令和 5 年 11 月 24 日

玉城町長 辻村 修一 様

玉城町かわまちづくり協議会
委員長 池山 敦

都市・地域再生等利用区域の指定についての報告書

三重県伊勢地域は、古来より伊勢神宮への参宮客が集まる交通の要衝で、玉城町は織田信長の次男、信雄が天守を築いて居城としたとされる田丸城がある宿場町として栄えてきました。また、宮川の清流を活用した水辺の楽校でのキャンプ利用が盛んに行われており、「玉城豚」のような特産品の存在、アスピア玉城、玉城ふれあい農園といった観光スポットの存在等、新たな観光資源の開発を進めています。

魅力のある地域資源があるものの観光入れ込み客数は減少傾向で、緩やかではあるが人口減少が進行しております。そのため、地域資源を活用した観光・交流機能の強化により「まち」の活力を高め、持続的に発展できるまちづくりが必要です。

玉城町かわまちづくり協議会はたまき水辺の楽校のさらなる有効な利活用を進めていくとともに、周辺地域とも連携した魅力向上を図ることを目的に、宮川左岸昼田地区において水辺空間の新たな整備内容を検討してきました。

当協議会では、住民参加のワークショップや社会実験の結果を整備メニュー（高水敷利用スペースの整備、自然体験、歴史体験の散策路、宮川に親しむ親水護岸整備等）に反映させた「玉城町かわまちづくり計画」を国土交通省水管理・国土保全局に申請し、令和 5 年 8 月 10 日に登録されました。

現在この実現に向け、河川整備の適正かつ公平な利用方法や利用者の憩いの場及び水辺の賑わいを創出するための利活用方策について協議を進めておりますが、この実現には都市・地域再生等利用区域の指定が必要となります。

つきましては、当該地区河川占用許可申請者である玉城町に都市・地域再生等利用区域の指定に向けた要望手続きを進めていただくため、本協議会における協議報告書を提出いたします。

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

1 目的

当町では、一級河川宮川の昼田地区において宮川の水辺空間を活かしたまちづくりを位置づけ、その実現に向けた取り組みを進めている。

このようななか、「玉城町かわまちづくり計画」を作成し、本計画は、令和5年8月10日付けで国土交通省水管理・国土保全局長から「かわまちづくり支援制度に係る計画」として登録を受けた。

さらに、令和4年9月28日に立ち上げた「玉城町かわまちづくり協議会」にて、河川敷地の適正かつ公平、安全な利用を確保し、利用者の憩いの場と水辺の賑わいの創出を図ることで、当町が目指すまちづくり、都市及び地域の再生を図ることを目的とする。

2 都市・地域再生等利用区域

宮川左岸昼田地区周辺の別図で示す区域①

3 都市・地域再生等占用施設の内容

別紙、「都市・地域再生等利用区域の内容等について」（資料1）に示すとおり

・広場、遊歩道、船着き場及び前述に掲げる施設と一体をなす売店、バーベキュー場その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

等

4 都市・地域再生等占用主体

玉城町

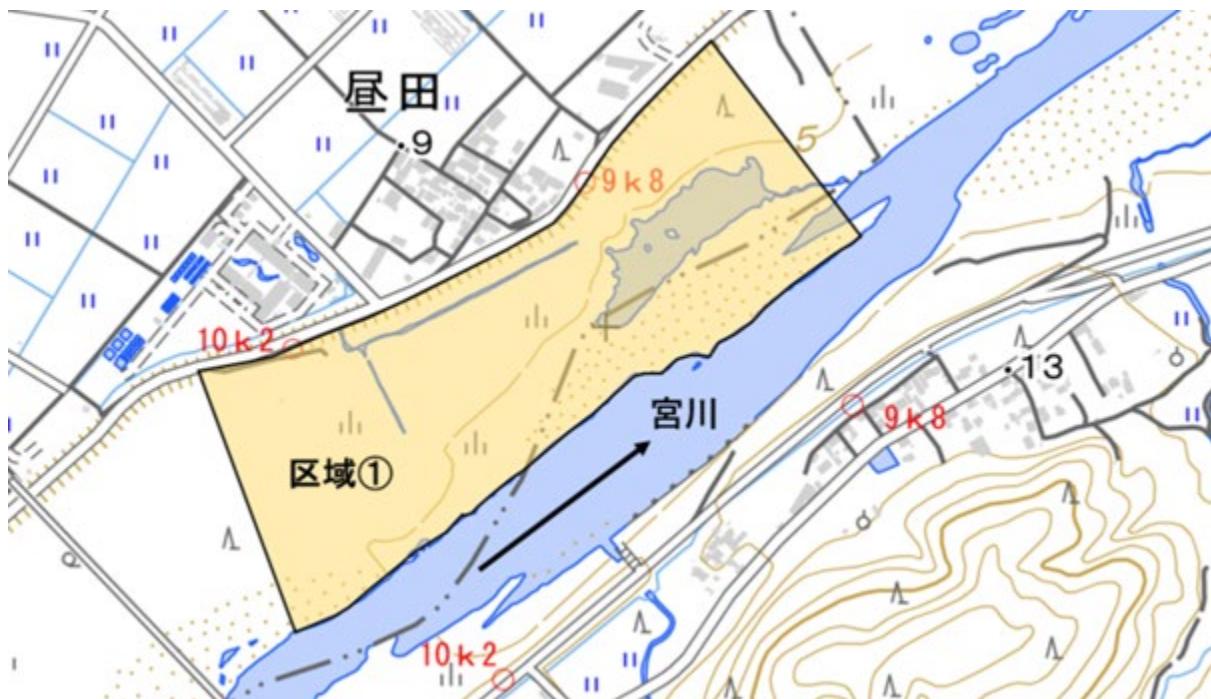
5 その他関連事項

玉城町かわまちづくり計画登録証及び計画書（資料2）

玉城町かわまちづくり協議会設置要綱（資料3）

玉城町かわまちづくり協議会第5回会議資料及び第5回会議記録（資料4）

別図 都市・地域再生等利用区域



(資料 1)

都市・地域再生等利用区域の内容等について

1. 施設内容

・ 広場、遊歩道、船着き場及び前述に掲げる施設と一体をなす売店、バーベキュー場その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

2. 施設の形態

・ 売店、バーベキュー場、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設等は地先利用型とし、固定工作物とはしない。

・ 高さ 1 m 以下の工作物(ベンチ等)は流出しない構造とする。高さ 1 m を超える工作物(日よけ等)は、洪水時には基礎部を残し搬出する。

・ イベントで使用する工作物は、河川管理上、支障を生じない簡易な構造とし、原則として、当日設置撤去を行う。ただし、イベントが複数に渡って開催される場合は、イベントに使用するための必要最低限の工作物について常置し、イベント終了時は、速やかに撤去を行う。河川の増水により冠水のおそれがある場合には速やかに撤去又は転倒を行う。河川の増水により冠水のおそれがある場合のほか、河川管理者により河川管理上必要があると認められる場合には、イベントを中止する。

3. 施設の管理・運営方法

管理運営は、占用主体である玉城町及び玉城町かわまちづくり協議会が選出する公共性・公益性を有するもの及び事業者等が行う。